

## 正会員(個人事業主) 年会費の減額制度について

令和8年度から、正会員(個人事業主)の年会費につき、開業初期の会費負担軽減として、年会費を半額(通常は12万円のところ、年6万円)とする制度を設けることにつき理事会で可決されました。

### ■対象者(会費規程第1条第3項)

#### (1) 新入会員：

個人事業主として開業してその年4月1日時点で開業から3年以内の者  
「個人事業の開業届出書」の写しを提出された場合

#### (2) 既存会員(令和8年度のみ経過措置)：

個人事業主で令和7年分の事業所得の売上金額が1,000万円以下の者  
前号に該当しない者であって、令和8年3月31日時点で正会員の場合

※ただし、(2)は令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の会費に限る。

### ■適用を希望される方の手続き

1. 年度初めに事務局より既定の年会費請求書をメールにて送信
2. 年会費請求書をメールで受信されましたら、減額申請書および必要書類を事務局宛て( [inf@agri-consul.jp](mailto:inf@agri-consul.jp) ) に送信ください
3. 事務局にて内容確認を行い、承認メールを返信
4. メールを受信後、減額された金額にて会費をお支払いください  
この際、金額変更後の請求書再発行は行いません

以上